

議第21号

高山市立学校の設置等に関する条例及び高山市放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例について

高山市立学校の設置等に関する条例及び高山市放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年3月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

義務教育学校の設置等をするため改正しようとする。

高山市立学校の設置等に関する条例及び高山市放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例

(高山市立学校の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 高山市立学校の設置等に関する条例（昭和39年高山市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																																				
<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条及び第49条の規定に基づき、小学校及び中学校（以下「学校」という。）を設置する。</p> <p>2 小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高山市立東小学校の項～高山市立丹生川小学校の項（略）</td> </tr> <tr> <td>高山市立清見小学校</td> <td>高山市清見町三日町 1 1 2 番地 1</td> </tr> <tr> <td>高山市立荘川小学校</td> <td>高山市荘川町猿丸2 7 番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高山市立宮小学校の項～高山市立栃尾小学校の項（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 中学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高山市立日枝中学校の項～高山市立丹生川中学校の項（略）</td> </tr> <tr> <td>高山市立清見中学校</td> <td>高山市清見町三日町 4 7 7 番地 1</td> </tr> <tr> <td>高山市立荘川中学校</td> <td>高山市荘川町猿丸2 7 番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高山市立宮中学校の項～高山市立北稜中学校の項（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	高山市立東小学校の項～高山市立丹生川小学校の項（略）		高山市立清見小学校	高山市清見町三日町 1 1 2 番地 1	高山市立荘川小学校	高山市荘川町猿丸2 7 番地	高山市立宮小学校の項～高山市立栃尾小学校の項（略）		名称	位置	高山市立日枝中学校の項～高山市立丹生川中学校の項（略）		高山市立清見中学校	高山市清見町三日町 4 7 7 番地 1	高山市立荘川中学校	高山市荘川町猿丸2 7 番地	高山市立宮中学校の項～高山市立北稜中学校の項（略）		<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条及び第49条の規定に基づき、小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）を設置する。</p> <p>2 小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高山市立東小学校の項～高山市立丹生川小学校の項（略）</td> </tr> <tr> <td>高山市立清見小学校</td> <td>高山市清見町三日町 1 1 2 番地 1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高山市立宮小学校の項～高山市立栃尾小学校の項（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 中学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高山市立日枝中学校の項～高山市立丹生川中学校の項（略）</td> </tr> <tr> <td>高山市立清見中学校</td> <td>高山市清見町三日町 4 7 7 番地 1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高山市立宮中学校の項～高山市立北稜中学校の項（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	高山市立東小学校の項～高山市立丹生川小学校の項（略）		高山市立清見小学校	高山市清見町三日町 1 1 2 番地 1	高山市立宮小学校の項～高山市立栃尾小学校の項（略）		名称	位置	高山市立日枝中学校の項～高山市立丹生川中学校の項（略）		高山市立清見中学校	高山市清見町三日町 4 7 7 番地 1	高山市立宮中学校の項～高山市立北稜中学校の項（略）	
名称	位置																																				
高山市立東小学校の項～高山市立丹生川小学校の項（略）																																					
高山市立清見小学校	高山市清見町三日町 1 1 2 番地 1																																				
高山市立荘川小学校	高山市荘川町猿丸2 7 番地																																				
高山市立宮小学校の項～高山市立栃尾小学校の項（略）																																					
名称	位置																																				
高山市立日枝中学校の項～高山市立丹生川中学校の項（略）																																					
高山市立清見中学校	高山市清見町三日町 4 7 7 番地 1																																				
高山市立荘川中学校	高山市荘川町猿丸2 7 番地																																				
高山市立宮中学校の項～高山市立北稜中学校の項（略）																																					
名称	位置																																				
高山市立東小学校の項～高山市立丹生川小学校の項（略）																																					
高山市立清見小学校	高山市清見町三日町 1 1 2 番地 1																																				
高山市立宮小学校の項～高山市立栃尾小学校の項（略）																																					
名称	位置																																				
高山市立日枝中学校の項～高山市立丹生川中学校の項（略）																																					
高山市立清見中学校	高山市清見町三日町 4 7 7 番地 1																																				
高山市立宮中学校の項～高山市立北稜中学校の項（略）																																					

	<p>4 義務教育学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高山市立荘川さくら学園</td> <td>高山市荘川町新淵1 30番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	高山市立荘川さくら学園	高山市荘川町新淵1 30番地
名称	位置				
高山市立荘川さくら学園	高山市荘川町新淵1 30番地				

(高山市放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部改正)

第2条 高山市放課後児童クラブの設置等に関する条例(昭和53年高山市条例第45号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(名称及び設置)</p> <p>第2条 クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高山市東小学校区放課後児童クラブの項～ 高山市清見小学校区放課後児童クラブの項 (略)</td> </tr> <tr> <td>高山市荘川小学校区 放課後児童クラブ</td> <td>高山市荘川町猿丸2 7番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高山市宮小学校区放課後児童クラブの項～ 高山市栃尾小学校区放課後児童クラブの項 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>(対象児童)</p> <p>第3条 事業の対象となる児童は、市内の小学校に就学している児童のうち、保護者の就労、疾病その他の理由により、継続的に保護者の保護を受けることができない児童(以下「対象児童」という。)とする。</p>	名称	位置	高山市東小学校区放課後児童クラブの項～ 高山市清見小学校区放課後児童クラブの項 (略)		高山市荘川小学校区 放課後児童クラブ	高山市荘川町猿丸2 7番地	高山市宮小学校区放課後児童クラブの項～ 高山市栃尾小学校区放課後児童クラブの項 (略)		<p>(名称及び設置)</p> <p>第2条 クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高山市東小学校区放課後児童クラブの項～ 高山市清見小学校区放課後児童クラブの項 (略)</td> </tr> <tr> <td>高山市荘川さくら学 園区放課後児童クラ ブ</td> <td>高山市荘川町新淵1 30番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高山市宮小学校区放課後児童クラブの項～ 高山市栃尾小学校区放課後児童クラブの項 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>(対象児童)</p> <p>第3条 事業の対象となる児童は、市内の小学校又は義務教育学校の前期課程に就学している児童のうち、保護者の就労、疾病その他の理由により、継続的に保護者の保護を受けることができない児童(以下「対象児童」という。)とする。</p>	名称	位置	高山市東小学校区放課後児童クラブの項～ 高山市清見小学校区放課後児童クラブの項 (略)		高山市荘川さくら学 園区放課後児童クラ ブ	高山市荘川町新淵1 30番地	高山市宮小学校区放課後児童クラブの項～ 高山市栃尾小学校区放課後児童クラブの項 (略)	
名称	位置																
高山市東小学校区放課後児童クラブの項～ 高山市清見小学校区放課後児童クラブの項 (略)																	
高山市荘川小学校区 放課後児童クラブ	高山市荘川町猿丸2 7番地																
高山市宮小学校区放課後児童クラブの項～ 高山市栃尾小学校区放課後児童クラブの項 (略)																	
名称	位置																
高山市東小学校区放課後児童クラブの項～ 高山市清見小学校区放課後児童クラブの項 (略)																	
高山市荘川さくら学 園区放課後児童クラ ブ	高山市荘川町新淵1 30番地																
高山市宮小学校区放課後児童クラブの項～ 高山市栃尾小学校区放課後児童クラブの項 (略)																	

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年高山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条、第6条関係）			別表（第2条、第6条関係）		
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償
教育委員会委員から固定資産評価審査委員会委員までに係る部分（略）		高山市職員の旅費に関する条例	教育委員会委員から固定資産評価審査委員会委員までに係る部分（略）		高山市職員の旅費に関する条例
公務災害補償等認定委員会委員～特定空家等審査会委員（略）	日額 9,100円	（昭和37年高山市第21号。以下「旅費条例」という。）に規定する市長等の旅費額に相当する額	公務災害補償等認定委員会委員～特定空家等審査会委員（略）	日額 9,100円	（昭和37年高山市第21号。以下「旅費条例」という。）に規定する市長等の旅費額に相当する額
市立小学校及び中学校通学区域審議会委員			市立学校通学区域審議会委員		
社会教育委員～水源地域保全審議会委員（略）			社会教育委員～水源地域保全審議会委員（略）		
行政不服審査審理員の項・スポーツ推進委員の項（略）			行政不服審査審理員の項・スポーツ推進委員の項（略）		
鳥獣被害対策実施隊員（狩猟免許所持者）から臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者までに係る部分（略）			鳥獣被害対策実施隊員（狩猟免許所持者）から臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者までに係る部分（略）		

(高山市児童館管理条例の一部改正)

3 高山市児童館管理条例（昭和57年高山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用者の範囲) 第4条 児童館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。	(利用者の範囲) 第4条 児童館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

(1) 幼児、 <u>小学校児童及び中学校生徒</u>	(1) 幼児並びに <u>小学校、中学校及び義務教育学校の児童及び生徒</u>
(2) (略)	(2) (略)

(高山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 4 高山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年高山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第20条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。</p>	<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、<u>小学校（義務教育学校の前期課程を含む。第20条を除き、以下同じ。）</u>に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第20条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する<u>小学校、義務教育学校</u>等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。</p>

(高山市福祉センター管理条例の一部改正)

- 5 高山市福祉センター管理条例（昭和59年高山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用者の範囲)</p> <p>第7条 第3条に規定する施設並びにこれらに附属する設備及び器具（以下「施設等」という。）を利用できる者（以下「利用者」とい</p>	<p>(利用者の範囲)</p> <p>第7条 第3条に規定する施設並びにこれらに附属する設備及び器具（以下「施設等」という。）を利用できる者（以下「利用者」とい</p>

<p>う。)は、市内に居住する者で、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 昭和児童センター</p> <p>ア <u>幼児、小学校児童及び中学校生徒</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(2)~(8) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>う。)は、市内に居住する者で、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 昭和児童センター</p> <p>ア <u>幼児並びに小学校、中学校及び義務教育学校の児童及び生徒</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(2)~(8) (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

(高山市ふれあい会館管理条例の一部改正)

6 高山市ふれあい会館管理条例（平成7年高山市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用者の範囲)</p> <p>第7条 第3条に規定する施設並びにこれらに附属する設備及び器具（以下「施設等」という。）を利用できる者（以下「利用者」という。）は、市内に居住する者で次の各号に掲げるものとする。ただし、市長が必要と認められた者については、この限りでない。</p> <p>(1) 児童館</p> <p>ア <u>幼児、小学校児童及び中学校生徒</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(利用者の範囲)</p> <p>第7条 第3条に規定する施設並びにこれらに附属する設備及び器具（以下「施設等」という。）を利用できる者（以下「利用者」という。）は、市内に居住する者で次の各号に掲げるものとする。ただし、市長が必要と認められた者については、この限りでない。</p> <p>(1) 児童館</p> <p>ア <u>幼児並びに小学校、中学校及び義務教育学校の児童及び生徒</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>

(高山市営住宅条例の一部改正)

7 高山市営住宅条例（平成9年高山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項第2号アに規定する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 同居者に中学校を卒業するまでの者が</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項第2号アに規定する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 同居者に中学校又は義務教育学校を卒</p>

ある場合	業するまでの者がある場合
------	--------------

(高山市特殊旅館建築等の規制に関する条例の一部改正)

- 8 高山市特殊旅館建築等の規制に関する条例（昭和59年高山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(規制区域)	(規制区域)
第3条 特殊旅館の建築等を規制する区域は、次の各号の一に該当する区域とする。	第3条 特殊旅館の建築等を規制する区域は、次の各号の一に該当する区域とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>小中学校が指定する通学路からおおむね200メートル以内の区域</u>	(2) <u>小学校、中学校及び義務教育学校が指定する通学路からおおむね200メートル以内の区域</u>
(3)~(5) (略)	(3)~(5) (略)

(高山市立小学校及び中学校通学区域審議会条例の一部改正)

- 9 高山市立小学校及び中学校通学区域審議会条例（昭和44年高山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<u>高山市立小学校及び中学校通学区域審議会条例</u>	<u>高山市立学校通学区域審議会条例</u>
(設置)	(設置)
第1条 教育委員会の諮問機関として、 <u>高山市立小学校及び中学校通学区域審議会</u> （以下「審議会」という。）を置く。	第1条 教育委員会の諮問機関として、 <u>高山市立学校通学区域審議会</u> （以下「審議会」という。）を置く。
(所掌事務)	(所掌事務)
第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、 <u>市立の小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更</u> に関し必要な調査及び審議を行ない、その意見を答申するものとする。	第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、 <u>市立の小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域の設定又は変更</u> に関し必要な調査及び審議を行ない、その意見を答申するものとする。